みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

親族の諸相：ベラウ親族集団の系譜と父親の役割

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青柳, まちこ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003728

ベラウ親族集団の系譜と父親の役割

青　柳　ま　ち　こ*

Ⅰ．カブリールと母系制
Ⅱ．家庭における父
Ⅲ．父の村
Ⅳ．墓　地
Ⅴ．父からの土地相続
Ⅵ．おわりに

Ⅰ．カブリールと母系制

ベラウ人は自らを特定の親族集団に結びつけ，それにいわばアイデンティティを求める。その集団は名前を有し外婚的で，かつては何らかの食物禁忌を伴う神を持っていた。またその長である男子成員は，村の集会所 (*bai*) の中で特定の座席を占めていた。こうした親族集団は *kebliil*（カブリール）とか *telungalek*（ツルガルク）とかよばれている。

通常カブリールはその中にツルガルクを含むと考えられ，カブリールを clan，ツルガルクを lineage と訳すことが多い。しかし，両者の区別はかなり曖昧のようである。Force はツルガルクは nuclear family, extended family, lineage, subsib, sib といった意味で使用され，またカブリールは extended family, lineage, subsib, sib, 時として super sib の意味で用いられることがあるとしている [Force and Force 1972: 52]。

どの範囲までの親族を含んだものがツルガルクであり，どの範囲まで拡大すればカブリールであるかは，話者によりかなり異なっており，またその使用法も時と状況によって異なっているようにみえる。したがって，その成員の範囲を明確に特定することは困難であるし，また無意味であろう。ただ，Force 夫妻の説明からもわかるようにツルガルクよりもカブリールの方が，一般的により大きな集団を指して用いられていることは確かであろう。

土方は，*telungalek* を *ongalek* から次のように説明する。*ongalek* は *o-ngalek* であり，

* 立教大学文学部

o ないし *ou* は to have, to use, to do, to own の意であり，*ngalek* は子どもの意である。従って *ongalek* は "子どもを持つ" である。一方，*te* は they であり，*telungalek* は *ongalek* の複数形であって *ongalek* の集合体であるとする [HIDIKATA　n.d.: 9]。

1970年代にベラウ本島の村 Melekeok（マルキョク）を調査した Smith は，ツルガルクを社会の中核と考えている。彼女はツルガルクを，血縁によるツルガルク，土地保有集団としてのツルガルク，居住集団としてのツルガルクの三つの面から分析し，これを matrilineage と定義している。一方，カブリールはツルガルクの上位集団であるが，これは移動，仮想血縁，あるいは過去に一緒の土地に住んだ経験など，親族関係以外のさまざまな要因が加わっているとしている。

ツルガルクについて Smith は "those who are very close to us", すなわち "sisters, brothers, and their children", もしくは "relations from the same blood——immediate blood——brothers and sisters" などと村人が説明することを記している [SMITH　1983: 41–54]。

Ngelemulengui（アルモノグイ）地区の私のインフォーマントは，ツルガルクに対して次の様な何通りかの説明をした。1）彼の子ども（養子も含めて4人）とその子ども達，2）彼の母の母の子孫全体（男系の子どもも女系の子どもも含めて），3）彼の母の母の母の母の子孫全体を含む。この時，彼らは Peleliu（ペリリュー）島からこの村への移動を開始したのであって，彼女の子孫は何百人にも及んでいる。この集団はルバック（タイトルを持つ男性長老）の選出母体でもあり，通常カブリールといわれているものと変わらない。

このようにツルガルクは基本的に各個人が祖となり，その人を出発点として形成することができるようにみえる。しかし，すべての人がツルガルクの祖となれるわけではなく，その中の主要人物，たとえば他所から現在地へ移動した人，何らかの功績を残した人，あるいは有名人などがツルガルクの祖として記憶の系図に残されていく。したがって，ツルガルクは伸縮自在であり，どの祖先を起点として数えるかによって，それに含まれる人員も変わってくる。ツルガルクは名称を持つ集団と記述されることもあり，現実に幾つかのツルガルクは名前を有しているが，あるカブリール内に幾つのツルガルクがあるかと質問した場合，それらの名称をあげて確信をもって答えることは，当該カブリールのメンバーでも困難であるように思われる。これを Ngerard（ガラルド）地区のある長老は次のように説明した。カブリールはミカンのようなもの，中はいろいろ別れて，ばらばらになってしまっているのでよくわからない。

一方，カブリールはより堅固な集団の様にみえる。それはカブリールがその代表者

である男性ルバックの選出母体となっているためである。ルバックは村の政治組織である *klobak*（村議会）のメンバーとして，村の集会所のなかにそれぞれ定まった位置をしめている。村人は誰でもその村議会を構成する10人（村によってはそれより多いこともある）のタイトル (*dui*) の名称，その選出母体であるカブリールの名称のすべて，あるいは少なくともその一部をあげることができる。カブリールの名称は変わることなく，多くのルバックは自己を遡る10数代についてのルバックの個人名を記憶している。

以上 *telungalek*（ツルガルク）と *kebliil*（カブリール）の特性を，次のようにまとめることができるかもしれない。

1)　両者とも分節的親族集団であるが，ツルガルクはほぼ純粋な親族集団であるのに対して，カブリールには親族以外の絆による人々が含まれることもある。

2)　一般にツルガルクの深度は浅く，2－5世代であるのに対して，カブリールはそれより深い。

3)　ツルガルクは世代の継続の中で無限に発生し，消滅していくのに対して，カブリールの祖先は一定しており，代々ルバックがその中核となってカブリールの連帯が保持されていく。

4)　ツルガルクが幾つか集まってカブリールになるというよりは，カブリールという集団の中で，その成員が適宜祖先となって，ツルガルクという小集団を産み出していると考えた方が理解し易い。

確かに個人を出発点として，その個人に連なる血縁者をベラウ社会の根幹としてとらえる立場に立てば，Smith の述べているようにツルガルクがベラウ親族集団の出発点である。しかし，私はここでは分析の枠組としてカブリールを用いたいと考える。それは人々をある集団に帰属するグループとしてとらえようとする場合，カブリールを用いた方がより有効であると思われるからである。つまり，ツルガルクを分析の視点とする立場が，いわば ego-oriented であるのに対して，カブリールに考察の拠点を置く方法は group-oriented といってもよいであろう。

これまでベラウの社会組織の研究者は，ツルガルクないしはカブリールを母系制として記述してきたが，同時にそれが完全な単系制ではないことにも注目してきた。たとえば H. G. Barnett は *tulungalik* は地縁化した母系リネージであり，*geblil* は複数の *tulungalik* を含むものでクランに該当するとしながらも，母を通じてのみ帰属が決定されるわけではないので，純粋の単系血縁集団ではないとしている。しかしそれは母系的単系集団の一般的特性とよく似ているという [Barnett 1949: 22]。Force

夫妻も近年の研究者たちがベラウ親族組織は，厳密な単系出自集団ではないことに着目していることを記している [Force and Force　1972: 42]。

子どもは父のカブリールにも，母のカブリールにも属することができる。父を通じて加入するカブリールではその子は *ulechell*（ウレッエル）とよばれ，母を通じて加入するカブリールでは *ochell*（オッエル）とよばれる。ウレッエルよりオッエル成員の方が発言力があるとされ，ルバックとして選出される男子長老もオッエルであることが一つの重要な資格となる。また彼を選出する女性長老 (*ourrot*) もオッエルであることが当然と考えられている。したがって，人々が自己の帰属を決定するに当たって，当然のこととして母系のカブリールを選択すると思われる。その結果，論理的にはカブリールの中核メンバーは，母系に連なるオッエルであり，付帯的メンバーとして若干のウレッエルが存在するというのが，カブリールの構造ということになるであろう。ただし，ウレッエルおよびオッエルの関係は本人一代限りとされるので，母がある集団Xのウレッエル・メンバーであってもその子はオッエルの地位を回復することになる。そして現実のカブリールはかなり多くのウレッエル・メンバーを含んでいる。

本稿の目的は，まず1）このようなウレッエルを生み出していく父親の立場を考察し，2）ベラウ・カブリールの系譜を兄弟と姉妹の力関係と，夫と妻の力関係という面から解釈しようとするものである。集められた材料は1973年から1980年迄に行われた数回の実地調査に基づいている。インフォーマントはアルモノグイ，ガラルド，Kayangel（カヤンゲル），Koror（コロール）の各地にわたっている。

Ⅱ．家庭における父

ベラウの母系制を複雑にしている1つの原因は結婚後の居住である。かつて結婚は夫方居住婚が支配的であった。若い男性は結婚しても新たに住居を持つことができなかったので，親夫婦とその息子たち夫婦が一緒に住む，夫方居住婚的拡大家族が一般的であった。稀に妻方居住婚を行なう男性もないわけではないが，これは男としていわば面子をさげた形であり，特別の事情がない限り，男性にとって好まれない。夫の父母とともに生活する家庭の中で，妻は必然的に夫に頼って生活するようになる。耕作は女の仕事であるが，妻の耕している田畑は夫の田畑であって，子どもの食物は父親の土地から生産されたものである。ヤシ畑は妻の管理には任されない。

父および父方親族は，子供にとって尊敬すべき人であり，母は甘えてよい人である。カヤンゲル島のあるインフォーマントは，母のカブリールのメンバーには自由に振る

舞ってよい，たとえばその家に行って大切な物を勝手に持ってきてもかまわない，しかし，父のカブリールのメンバーにはそのようなことはできないと述べている。

父が生きている間は家族の長は父であり，子供の訓育者も父である。子供の名前をつけるのも，父ないしは父方親族である。父に対して，時に *omekedelad* という用語を用いることもあるというが，それは，壊れそうな物を大切に取り扱うという意味である[1)]。また父が形見として残してくれた物も *omekedelad* という。このようにベラウ人が父を語る時，父に敬意を払うという点が強調されているようにみえる。

父の死後，子供は母と共に母の実家に帰ることが多いようであるが，そのまま父の下に留まることもある。1958年の裁判記録の中にはそのような際に生じた興味深い事例があった。ある夫婦の間には娘 KA を初めとして4人の子供がいたが，夫は1953年死亡した。死の床で彼は娘 KA が彼の両親と共に住むことを望み，弟 Y に娘の面倒を見てくれるように頼んだ。そして彼自身の財産は子供達に残すが，もし子供らが彼の家族から離れるならば，家屋を除いて何も相続させないと遺言した。娘は当時7歳であった。

娘 KA は父の死後，彼の両親と共に住んでいたが，1957年に祖父が死亡し間もなく祖母も病気で入院したため，父の弟である Y と一緒に生活するようになった。ベラウの慣行では父方親族に女の子の後見権がある場合には，母方親族は父方親族にベラウの財貨を要求する権利があるという。それは娘は，結婚やその他の機会に，財貨をもたらすものであり，彼女の後見者は利益を得るからである。この財貨の支払いによって，彼女や彼女の獲得する財産に対する母方親族の権利は終了する。

慣行に従って，母方はカブリールの代表者を立て，父方のカブリールにベラウ財貨を支払うように要求した。父の弟 Y はこれに同意したが KA の祖母が退院するまで待つようにといった。しかし，祖母が退院する前に，KA は彼女自身の意志で母方のおじの1人と一緒に暮らし始めた。そして，父方・母方双方の説得にもかかわらず，今後ともおじと共に暮らすことを望んだ。

この訴訟の原告は Y すなわち KA の亡父の弟であり，被告は母方おじである。Y は KA が自分の下に帰ってくる意志のないことを認めた。その代わりに彼女の母方カブリールの代表としてのおじに，KA の現在までの養育費として1,500ドルの支払いを要求した。被告はその要求に対して，ベラウの習慣ではこのような請求に応じる必要はないと拒否したものである。

1) しかし *Palauan-English Dictionary* [McManus and Josephs 1977] によれば，*omekedelad* は carry with care; transmit with care; spoil; mother とある。

これに対する法廷の裁決は以下のようであった。1）原告は個人としてもあるいは彼のクランの代表としても，個人としてあるいはクランの代表としての被告から，KAの養育のための代償を求める権利はない。2）この文書により，被告によって代表される彼女の母方親族がKAの後見者であることを認める。3）KAの父が残した財産のうちKAの権益のすべては，父の遺言通り父方親族のものとなる。ただし，父が残した住居は子供達すべてのものである [*Report of the Trust Territory of the Pacific Islands.* Vol. 1: 421–425]。

この訴訟は原告の敗訴であったようであるが，ここで興味深いのは父方親族が母方親族に娘の後見権があることを認めた際に，これまで5年間にわたって彼女を育てて来た養育料を請求したことである。このことは夫婦の死別や離婚の折には，子供の養育は本来母方の責任であると考えられているためであろうか。

これは次の判決にさらに明瞭に現われている。

この訴訟は離婚した妻が原告となり，夫に子供の養育費の分担を求めたものである。彼ら夫婦は結婚して1年ほどの間妻方に居住していた。事情は不明であるが，両者は離婚することになり，慣行にしたがって夫方から *olmesumech* が支払われた。*olmesumech* は一種の離婚金であって，非のある方から支払われる。これを支払うことによって両者の関係は全く解消する。離婚金の支払いの際に，夫の父の姉妹が子供を引き取りたいと希望しそれを提案したが，妻は拒否した。また，それ以後生まれる予定であった子供についても，その後見を夫方に渡す意志はないと述べた。妻の父が離婚金を受け取った際に，子供の養育費については何の主張もなかった。

この事件に対する法廷の意見は次のようなものであった。結婚をめぐる考え方はアメリカとは非常に異なっており，ベラウの子供は伝統的に母方リネージから基本的保護を受けることになっているのであって，それゆえ父と共に住んでいない子供に対して父が養育上の責任を持つ必要はない。ただし夫婦が長期にわたって共同生活を営み，その間に沢山の子供がいて，しかも妻に何ら落ち度がないのに夫が他の女性に心を移したために，離婚に至ったような場合には，夫は義務負担つきの支払いに同意しなければならないであろう。ところがこの夫婦は僅か1年しか一緒に住んでいないので，これには該当しない。また被告が2人の子供の実の父親であるという事実は，この際全く顧慮する必要はない [*Report of the Trust Territory of the Pacific Islands.* Vol. 1: 454–457]。

夫は妻の集団に対して財貨の支払いの義務を負っている。夫すなわち父の集団から妻すなわち母の集団への財貨の授受は，さまざまの機会に行われる。たとえば，第一

子の誕生の祝い (*ngasech*)，葬式後の交換 (*cheldecheduch*) などの種々の人生儀礼の際に，夫は妻の集団にできるだけ多くの支払いをすることによって，妻の親族集団内での彼女の地位を高め，同時にオッエルとしての子どもたちの地位を高めるよう努力する。定められた人生儀礼における支払いの他に，物語にはしばしばムル (*mur*) という慣行が伝えられている。ムルとは夫が妻の村で妻のために開催する特別な祭りである。夫は妻の村の男子組 (*cheldebechel*) に頼み，村の中に特別の大きな建物を建てる。女たちはここで毎日踊る。男子組は連日，薪，松明，ヤシ油，ヤシ蜜，いも類，魚などを整え，村人はそれらを自由に持ち帰ってよい。ルバック一同も集会所に座り宴会を行なう。踊りの女たちやルバックには毎日食物が運ばれる。ムルの宴会は長い場合には1－2か月も続く。夫はムルが終われば，これらの労働を行なった男子組の責任者に支払いを行なう。

ムルは高価なものなので，財力のある男性でなければできない。ムルの際夫は大量の貨幣を妻のために消費するので，彼女は自己のカブリール内部で強い発言力を有するようになる。また彼女の子どもも母の集団で力が強くなる。父はこうして自分の子供が母のカブリール内で，ルバックになれるよう援助をすることになる。たとえば資格の点でほぼ等しいルバック候補者が2人いたような場合，一方の候補者の母がムルをやっていれば彼の立場はぐっと有利になる。しかし，近年ムルはほとんど行なわれていないようである。

ムルをはじめ夫が妻方集団に多額の贈り物をすることによって，父は自分の子供に有利な地位を与えることができる。また夫の地位が子供に影響を与えることもある。アルモノグイでは高位のカブリールの女性は，上位4カブリール以外の男性と結婚することは好まれない。こうした結婚は *keriil a tmorech* といわれ，その間に生まれた子供は，高位のカブリールにふさわしくないと考えられていた。*keriil* は支払い，*tmorech* とは滑るという意味である。この結婚は罰金を支払うことで解決し，そうすることによって初めて子供も母の集団の人間として認められる。

息子の結婚に際して結納金 (*bus*)，結婚金 (*orau*) などを支払うのも父である。また家の建築資金を集める *ocheraol* に際しても，父は子どものために助力する。このような金額を父が払えないならば，母の兄弟が払ってもよいが，父は子供が可愛いからできるだけ努力する。もし子供が悪いことをした場合，父はそれに科せられた罰金を支払わなければならない。しかし余りに子供が父に迷惑ばかりかけているような時，父は“出て行け”と怒るかもしれない。父に追われた子供は母の兄弟の所にいく。母の兄弟はどのような場合でも，その子に責任があるので拒否することはできない。

Ⅲ. 父　の　村

夫方居住婚であるため，子供は父の村で成長する。そして男の子の大部分は，成長後もそのまま村に留まって新しく家庭を持つことになる。父母が離婚したり，父が死亡したために，母が幼い子供を連れて自分の村に帰ることもあるが，そのまま父方親族に引き取られ父の村に留まる子供もある。

カヤンゲル島には1981年，Dilon, Dimes の2村落で併せて24世帯が住んでいたが，このうちヤップ人独身男性の1世帯および女性世帯主の5世帯を除く18世帯中，夫方居住婚を行なっていたもの15世帯，妻方居住婚を行なっていたのは3世帯であった。

さらにこれら23世帯について，現世帯主が父母いずれの土地に住んでいるかをみたものが次の表である。妻方居住の場合，妻の父の土地であるか母の土地であるかによって分類した。

表1　カヤンゲルの居住

父の土地	12	夫方居住（夫の父の土地）	9
		妻方居住（妻の父の土地）	2
		女性世帯主（女性の父の土地）	1
母の土地	11	夫方居住（夫の母の土地）	6
		妻方居住（妻の母の土地）	1
		女性世帯主（女性の母の土地）	4

女性世帯主というのは夫のいない世帯であり，それらには離婚によるもの（2例）死別によるもの（1例），夫なしのいわゆる未婚の母による母子世帯を形成するもの（2例）がある。こうした母子家庭の場合には，相対的に母の土地に住むことが多いようにみえる。母の村に住んでいる夫方居住婚6例中，2例は孫夫婦が歳老いた母方祖父母の面倒をみるために帰島したものであり，1例は兄弟で兄が父の土地に弟が母の土地に住むと取り決めたものである。上表はサンプル数が少ないが，夫婦が揃っている通常の家庭では父の土地に住んでいる例が多いことが推量される。

ルバックにはルバック用の屋敷地が定められている。現在ではこのルバック用の屋敷地に住まず，コロールなどに出たまま帰ってこないルバックも多いが，それでも1位のルバックはその村に住むことを村人から求められる。もしもルバックがオッエルから選出されたならば，おそらく彼は他村に住んでいる可能性が高いであろう。何故ならば夫方居住婚のため，彼の母は夫の村に行って住み，彼もそこで成長しているは

ずであるから。もっとも，かつては村内婚ないしは近隣の村内での結婚が多かったそうであるから，移動の距離はたいしたことはなかったかもしれない。しかし，何れにせよ，オッエルがルバックになったならば，母の村の屋敷地に移り住むことになる。従って居住形態としてはavunculocalということになるであろう。ルバックに選出されるのはかなりの高年齢になってからであるから，このようなavunculocalな居住形態が開始されるのは，世帯主の年齢が少なくとも40代以上と考えてよいであろう。

Ⅳ. 墓　　地

人々にとって自分の成長した村は *meral bluak*（私の本当の村）であるが，この本当の村が大部分の人にとって父の村である。そしてベラウ人が葬られるのは本当の村である。したがって夫婦はそれぞれ別々の墓に葬られる。他村から嫁に来た妻は，死期が近づくと自分の村に運ばれる。かつて死者は家屋の前の石づみ（オドソンゲル，*odesongel*）の中に埋葬された。委任統治時代，衛生上の観点から日本政府によってこれが禁止され，村はずれに共同墓地が作られた。現在ではそのような規制は無くなったので，オドソンゲルを使う人も多いが，あいかわらず共同墓地を利用している人もいる。共同墓地の中には各カブリール毎におおよその区画があったようである。

死後どの村に葬られるかについて，アルモノグイのインフォーマントDは次の様に考えている。Dの母はX村，父はY村の出身であった。しかし父がZ村のルバックに就任したため，彼は長いことZ村に住んでおり，彼自身も父のあとをついでルバックとなった。Dから母系を4代さかのぼる女性は，このZ村の出身であった。Z村のルバックとなった父も，なんらかの縁でこの村に繋がっているはずである。Dにとってはz村が“私の本当の村”となる。彼が母の生まれたX村で死ねばX村で埋葬されても構わないが，Z村では何とかしてZ村へ死者を運ぼうとするであろう。また父の生まれた地であるY村で死んだような時には，Y村で埋葬することもできる。しかしZ村で死亡した場合，X村やY村へ連れて行って埋葬することは不可能である。

同じアルモノグイの女性Eは，父の父がO村の出身，父の母は他島の出身でO村に婚入した。父はO村に生まれ，そこで成長し，他村出身の母と結婚した。EもO村で生まれ育っている。したがってEにとって，O村が“私の本当の村”である。彼女はアルモノグイの男性と結婚してここに長く住んでいるが，死ねばO村に帰ることになる。彼女の一人息子であるBはアルモノグイに埋葬される。それを彼女は次のような言葉で説明した。“父の方が少し強いからね。”

オドソンゲル (*odesongel*) を持つ家は現在では限られているが，オドソンゲルに埋葬される場合にはカブリール内の地位によってその場所が決まってくる。図1に示すようにベラウの家屋は常に向かって左側が上座である。オドソンゲルの上座にはこのカブリールのルバックを務めた男性や，女性長老のオーロトなど有力女性メンバーが埋められる。またオッエルもここに埋葬されると述べた人もいる。中央部分はウレッエルの場所である。右端の下座は流れ者など，直接にカブリールと関係のない人の埋葬場所となるが，関係の密でない死者を自己のオドソンゲルに埋葬することは良くないといわれる。カブリールと無関係の死者を埋葬することを"*techellel a chull*"という。*techall*=*techellel* は場所，*chull* とは雨の意で，雨がどこにでも降るように，関係のない人をどこにでも埋めてしまうことを意味している。埋葬した死者の関係者と将来不仲になった際には，"ここに埋まっている死体を掘り出して持っていけ"ということもある。そのようなことをいわれるのは大きな恥であるから，親族は何とか死者をその本当の村に運ぼうとする。

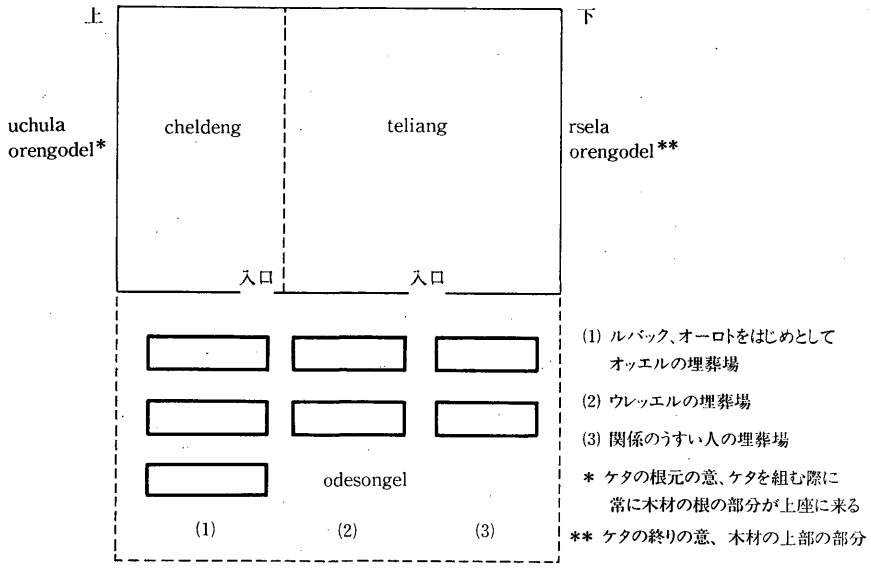

図1　オドソンゲル

しかし，誰かがある村に滞在中，急病になって死亡しその家のオドソンゲルに葬られるというようなこともある。その際には死者の属するカブリールと，その村の第1位のカブリールは親戚同様 (*kauchad*) の関係になり，前者は後者の手伝いなどをする。

夫方居住婚が支配的であるとするならば，子供にとって"私の本当の村"は父の

村であることが普通である。事実父の方が強いから子供は父の村に埋められるという説明もきかれた。しかし，図1でみたように，父の村で埋葬される場合にはウレッエルの場所はオッエルに比べて劣位である。子供を父のオドソンゲルに埋めた後，もし夫婦の仲がうまくいかなくなり，離婚して妻が実家へ帰るような時には，夫のカブリールの者から“子供を連れて出て行け”といわれるかもしれない。母のカブリールのオドソンゲルに埋葬した場合には，そのようなことをいわれる心配はない。

次に示す表2はアルモノグイのImeong（アイメオン）村の第1位のルバックであるNgirturongのカブリールNgermengiau一族の出生地および埋葬地の一覧である。Ngermengiau一族の本拠地はアイメオンであったが，現在アイメオン居住者の大部分は船着場に近い水路沿いの新開地に移動してきた。新しい村には伝統的なオドソンゲルのある家はない。そのためアイメオンの墓地が利用されている。日本時代には居住地と墓地を離すことが決められていたため，村はずれにアイメオン全体の共同墓地があるが，その他にNgermengiau一族の共同親族墓地もある。

現Ngirturongの辿り得る系譜は彼から数えて4代前である。4代前兄弟

表2　出生地と埋葬地

	出生地ないし主たる生活地	埋葬地
01 f	父の村	母の村
1 f	母	母
2 m	母	母
20 m	父	父
21 m	父	父
22 f	父	父
221 f	父母同村	父
222 f	父母同村	不明
223 f	父母同村	不明
3 f	母	母
31 m	父	母
32 f	父	母
320 m	父	母
3201 m	父	父
3204 m	父	母
32042 m	父	父
3205 m	父	不明
3211 f	母	母
32121 m	父	父
322 m	父母同村	母
324 f	父母同村	不明
325 f	父母同村	母
4 m	母	母
5 f	母	不明
51 m	父	父
52 f	父	父
53 m	父	父
54 f	父	母
55 f	父	父
6 f	母	母
61 m	父	母
611 f	父	不明
612 m	父	父
7 f	母	不明
71 f	父	母
7112 m	父母同村	母
8 f	母	不明

数字の桁数は世代と出生順を表す。61 mは6 fの長男，611 fは61 mの長女，612 mは次男。mは男性，fは女性を示す。

姉妹5人がペリリューからコロールに出て来た。長兄はコロール第2位のルバック，Ngiraikelau になった。この5人のうちの1人である女性Lは，Melekeok（マルキョク）地区で結婚し，Imeliik（アイミリーキ）地区に住み娘01が生まれた。その後Lはアルモノグイのアイメオンにきて住んだ。娘01はアイミリーキで結婚したが，やがて夫と共にアイメオンに来て住むようになった。移住の理由ははっきりしないが，おそらく母が住んでいたためであろう。彼女の墓はアイメオンにあるが，夫のそれはアイミリーキにある。彼女（01）の成人子孫約70人について系図をとることができたが，70人中にはまだ生存者も多く，墓地についての情報が得られたのはその半数であった。

出生地で父母同村とあるのは，父母共に同じ村の出身のため，父の村か母の村か判断がつかないものである。この当時はすでに日本政府の規制の下に，共同墓地が一般化していた。共同墓地の中はある程度カブリール毎に区分けされていたようではあるが，それは今では混乱しているので，父母ともに同じ村の出身の場合には墓が判明していても，どちらかに分類するのは困難である。

次表は表2を要約したものである。

表3　出生地と埋葬地の関係

	父の村で出生	母の村で出生	出生地不明*
父の村で埋葬	11	0	1
母の村で埋葬	8	6	3
埋葬地不明**	2	3	3

* 出生地不明には父母同村を含む。
** 埋葬地不明には父母の同村の共同墓地を含む。

上記の表では父の村で生まれ育った者21人に対し，母の村で生まれ育った者9人を数える。前者のうち父の墓地に埋葬された者は11人であって，これがもっとも一般的な型のように思われる。一方父の村で生まれながら母の墓地に埋葬された者も8例存在する。この8例については次のような説明がなされている。

2例（320m，3204m）は母が離婚し，彼らを連れてアイメオンに帰村していた。そのうちの1人320mは後にルバックのNgirturongになっている。

事例71fは母の嫁入り先のコロールで生まれ，そこで結婚して夫と共に暮らしていたが，戦時中戦火を避けてアイメオンに滞在していた。しかしたまたまアイメオンにも空襲があり彼女は子供と共に防空壕の中で死亡した。

54fは父母の住んでいたコロールで暮らしていたが，夫がアイメオンの第3位のルバックに

就任したために，夫と共にこの村に帰って来た。そしてここで死亡したのでそのまま葬られたそうである。

61 m は父が Ngetbang（ガスパン）地区の村の第1位のルバックであったためにガスパンで生活していたが，彼自身が Ngirturong に選出されたのでアイメオンに帰ってきた。そして当然のこととしてここで埋葬された。

32 f の場合には父がアイミリーキ地区の第1位のルバックであったので，アイミリーキで育ち，コロールの男性と結婚した。夫の死後アイメオンの男性と再婚したので，晩年はこの地に住んでいた。

01 f についてはすでに述べた。以上父の村に生まれ母方の墓地に埋葬された8例については，不明の 31 m 1例を除いて何らかの個別的説明が可能のようである。

妻方居住婚により子供が母の村に生まれた事例は6例あるが，それらは不明を除くとすべて母方墓地と結び付いている。妻方居住の場合には，父方の墓地に葬られている事例が1例もないということは，夫方居住の際に母方墓地がかなり存在することと比較して，きわめて興味深い。ここにベラウ人の父方親族と母方親族に対する心情的差が認められるといってよいであろう。どのような理由であれ，妻方居住を行なった夫婦の子供が父方の墓地に入ることは難しいように思われる。

V. 父からの土地相続

夫婦の一方の死に際して，夫方親族から妻方親族に対して財を贈る慣行がある。これは死後数か月から1年ほどの間に行われる儀礼 *cheldecheduch* においてであり，夫方親族はそれまでよく務めてくれた妻および妻方親族の労をねぎらうために，できるかぎりの贈り物をする。一方妻方親族は，他のあらゆる人生儀礼と同様に，この宴のために食物を作る。夫方から妻に贈られる貨幣は *chelebechiil* とよばれ，子供に贈られる貨幣は *ududir ar ngalek* とよばれる。

現在では *ududir ar ngalek* として土地を子供に贈ることはないようであるが，かつては土地を譲渡したこともあった。本来土地はカブリールなりツルガルクによる共同所有であったろう。したがって，その貨幣や土地は子供個人の手に渡るわけではなく，カブリールやツルガルクの長の管理下におかれていた。しかし日本の委任統治時代に調査記録された土地台帳[2]によれば，これらの土地は子供の名義で登録されてい

2) 日本による委任統治時代の1938年から40年にかけて，土地調査がバベルダオブ，コロール，カヤンゲルの各島で行われた。実際の調査に当たったのは日本人測量士1名，検査官1名，助手数名とパラオ人1名であり，それぞれの村では3人の長老の立ち会いの下に調査が行われた。この記録は台帳と地図に記入されたが，現在地図はほとんどの村で行方不明である。しかし台帳はアイミリーキ，アイライ，ガラスマウを除いては保存されている。

る。この時代になると，統治国による個人所有の趣旨はかなり浸透していたようで，ルバック用の屋敷地やタロ芋田を除けば，個人名義で登録されている土地区画が多くみられる。その結果，*ududir ar ngalek* として子供に贈られた土地は，書類上からは父からの遺産のようにみえる。個人有地として登録されているような土地は，外部に譲渡したり売却したりすることは問題があるとしても，子弟に譲渡するような場合にはかなり自由裁量の余地があったと思われる。

ガラルド地区 Chelab（エラブ）村の土地台帳を手掛りに，子が父からどのように土地を取得しているかを眺めて見よう。

事例1　Eseberaibedeang AB の場合

Eseberaibedeang はエラブ村第3位のルバック[3]のタイトルで，Ibedeang カブリールの長である。AB は図2に示すように自己の親族に土地を配分した。

弟 A	計	4522坪	（ヤシ林　2743坪，648坪，276坪，855坪）
弟 NG	計	142坪	（田）
養子 T	計	4511坪	（ヤシ林　840坪，35坪，283坪，2887坪，466坪）
養子 B	計	2401坪	（ヤシ林　591坪，635坪，1175坪）
養子 B の母の兄弟 NS	計	138坪	（ヤシ林）

養子 T は，AB の妻の兄弟（彼は当時エラブ村第2位のルバックである Rdara-

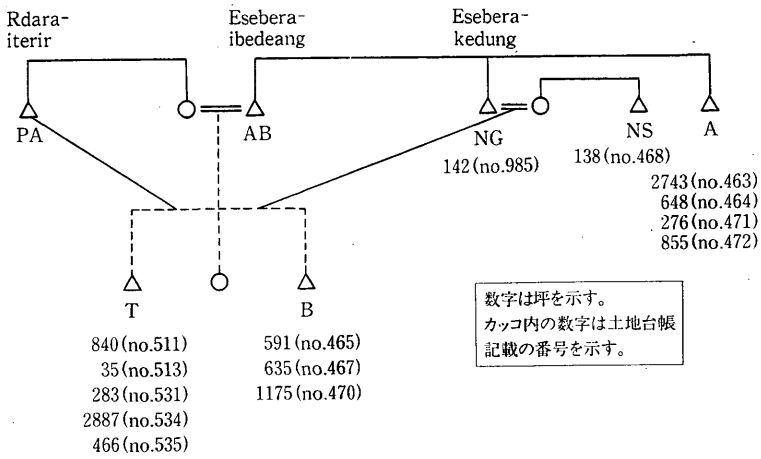

図2　AB の場合

3) Eseberaibedeang はエラブ村第3位のルバックであるが，集会所の中では第1位である。青柳 [1986] 参照。

iterir であった）から養取された。養子Bの実親はABの弟のNG（彼は第5位のルバックであるEseberakedungであった）である。Bの実母の兄弟NSに138坪が贈られた理由は，Bを養子として貰ったことに対するお返しであった。NSには実子がなく養女が1人いたが，後にNSが死亡した時に彼女の実親のもとに帰ってしまったので，この土地138坪はABに返却された。そこでABはこの養女のためを考えて，彼女の実母の兄弟に再びこの土地を贈ったそうである。弟NGに僅か142坪しか与えなかったのは，彼がすでに4000坪のヤシ林個人有地を持っていたからである。当時共有地にヤシを植林することが奨励されており，開墾植林した場合にはそれを個人の土地として登録することができた。

ABは彼のカブリールであるIbedeangのオッエルであり，力も非常に強かったので，多くの土地を自分の弟や養子など近い親族に分けた。一方彼は一部を自己のカブリールの財産として残した。それがヤシ林1064坪であり，彼はこれをIbedeangカブリール内の小集団（Ngaruauchという名称で登録されているがこれはIbedeang内の*blai* {extended family}であるとの説明をうけた）の土地として，ある老人を管理人とした。こうしたことによって，ABは多くのカブリールの土地を彼の養子たちに譲渡したことについて，Ibedeangのオッエル・メンバーからの非難を避けようとしたのかもしれない。しかし1064坪は養子たち（これはIbedeangにとってはウレッエルになる）に譲った土地に比べるとはるかに小さく，彼は自己処分地12000坪弱の中，約60％を養子達に譲渡している。

事例2　Ngirarois MAの場合

MAは1968年に死亡した先代のNgirarois である。Ngirarois はエラブ村第1位のルバックでRoisカブリールの長である。彼の父もRoisの出身であったから，彼はウレッエルでありながらルバックになったことになる。MAが譲渡した土地は次の通りであるが，彼が子供や甥に処分したRoisカブリールの土地は下線を付した1300坪余りで，事例1に比べるとごく僅かである。

姉妹の息子NT	計	25564坪	（宅地　472坪　Roisの土地） （林　12565坪，ヤシ林　4320坪，6450坪，497坪） （畑　1260坪　Bangの土地，BangはMAの母の父のカブリールである）
娘D	計	12336坪	（ヤシ林　1423坪，10913坪）
娘T	計	198坪	（田　Roisの土地）
2番目の妻の養子DB	計	669坪	（ヤシ林　Roisの土地）

Rois 一族の R　　計　362坪　（ヤシ林　Rois の土地）
Rois 一族の B　　計　195坪　（宅地　Rois の土地）

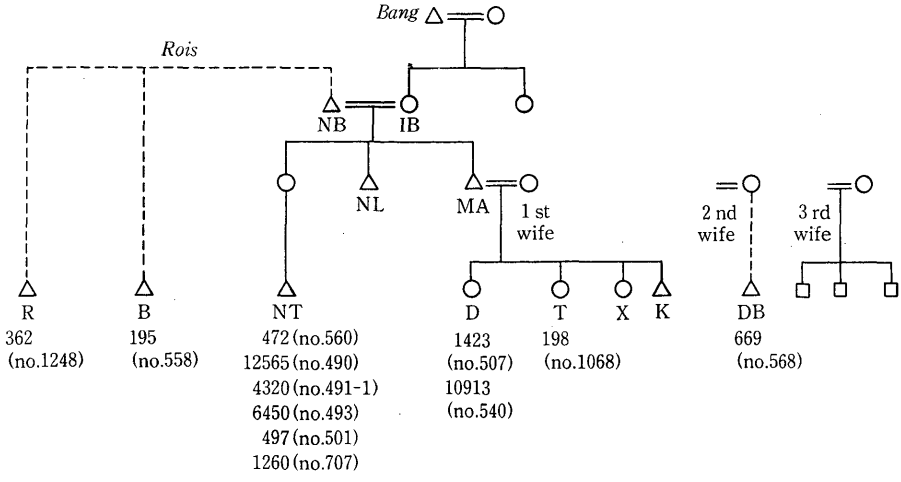

図3　MA の　場　合

MA は Rois の土地以外に多くの土地を有していた。それは共有地にヤシ樹を植林し，彼自身の努力で獲得したものである。MA には3人の娘 D, T および X（彼女は MA の親族の養子となった）と1人の息子Kがいた。娘Dの名で登録されている大きな区画は，このような共有地からきたもので，姉妹達の共同所有 *ochad* である。また田198坪も同様に *ochad* であった。この時すでにDが死亡していたので，次女Tの名前で登録されている。子供達への譲渡は彼らの母親の死亡時に行われた。DおよびTがあいついで死去した後，彼女達の兄弟であるKがこの地を管理していた。しかし現在ではKも死亡したために，これらの土地が今後どのように相続されるのかまだ決まっておらず，土地委員会の聴聞があるまで手を付けることはできない。

第2の妻が死亡した時には，その養子 DB に Rois カブリールのヤシ林を譲渡している。

第3の妻にはすでに5人の子供がいた。そのうち3人が連れ子として MA と共に住んでいた。彼女と結婚後間もなく MA が死亡したので，母と子供達は実家に帰った。その際に子供達には土地は与えられず，貨幣だけが贈られた。

姉妹の息子 NT にも多くの土地が与えられた。ここには3種類の土地がある。まず Rois の宅地472坪は彼の Rois におけるオッエルの立場から譲られたものであろう。その他 MA の開墾したヤシ林，および MA の母の父のカブリールである Bang カブリールから MA 自身に贈られた畑も NT に与えられた。MA が NT に25564坪とい

う広大な土地を譲渡したのは，MA の母の母と NT の母が特に親しかったことと関係があるかもしれない。NT は MA と長く一緒に住んでいた。

土地台帳によれば，この他 MA 名義の土地が 9 件4000坪ばかりある。それは MA がRois カブリールの長である Ngirarois であるため，Ngirarois 用の宅地，タロ芋田などが彼の名前で登録されているためである。また Ngirarois はエラブ村第 1 位のルバックでこの村の村長にあたるため，集会所，墓地など村の公共用地も彼の名前で登録されている。これらの土地は処分することはできない。

事例 3　BL の場合

BL は事例 2 で説明した MA の地位を継承した現 Ngirarois である。彼は多くの土地を所有しているが，それらは誰から贈られたのであろうか。彼の母は Rois のオッエルであるから彼自身も Rois のオッエルである。母の父は隣村の出身である。父の母はこの村の Ibedeang カブリールのメンバーである。BL は彼の父の兄（事例 1 の AB で Ibedeang に属し，当時第 5 位のルバック Eseberaibedeang であった）に養取された。

次にみるように BL はこれらの親族から土地を贈与されている。

父方から	計	2543坪		
		591坪	ヤシ林	養父 AB から
		635坪	ヤシ林	養父 AB から
		1175坪	ヤシ林	養父 AB から
		142坪	田	実父 NG から
母方から	計	5862坪		
		218坪	田	母の兄弟 NM から
		195坪	宅地	先代 Ngirarois（事例 2 の MA）から
		1590坪	ヤシ林	先代 Ngirarois（事例 2 の MA）から
		537坪	ヤシ林*	母の兄弟 SE から（*は共有地の開墾によって獲得した）
		1457坪	ヤシ林*	母の兄弟 SE から
		1865坪	畑	母の兄弟 SE から
母の父方から				
		348坪	田	母の父から

BL が父方から譲られた土地は2543坪，母方から譲られた土地は5862坪である。彼の場合は母方の Rois から譲られた面積のほうが多いが，それでも40%以上が父方からきている。

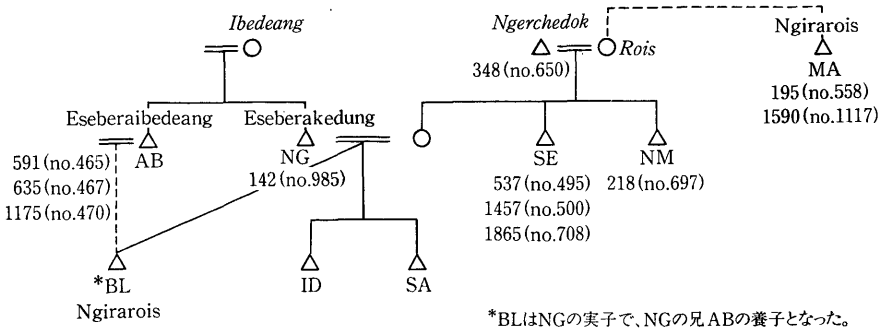

図4　BL の 場 合

以上のように父から子への土地の譲渡，すなわちウレッエルへの土地の譲渡がかなりの割合で行われていることが注目されよう。とくに事例1のように，父自身がオッエルであって，自己のカブリールの中で強力な発言力を持っていると考えられる場合には，その傾向が顕著にみられるようである。

Ⅵ. お わ り に

母系社会における男性と女性の関係を扱った Schlegel は，ベラウの家族を<兄弟優位>と分類している［シュレーゲル 1978: 63–64］。これは彼女の分類によれば，<夫優位>に対置されるもので，家庭の中で女性が兄弟の権威に服している型であり，その典型的なものは南インドのナヤール人であるとする。しかしこれまで見てきたように，ベラウの社会はナヤール的兄弟姉妹の絆を中心とした社会ではない。むしろ夫優位型の社会といってよいであろう。ベラウ家族における夫優位は，カブリールの母系制に大きな影響を及ぼしているのではないかと思われるので，次にこの点について考えてみたい。

まずベラウ人が第一義的に所属する集団はカブリール，ないしはその下位集団であるツルガルクである。これは男女ともに変わらない。しかし，カブリール内における彼らの立場は著しく異なっている。ベラウの慣行では夫は妻に，あるいは夫方集団は妻方集団に常に財を贈る義務を負っている。女は *rorel a udoud* <金の来る道>なのである。それゆえに女性は彼女の集団内で尊重される存在である。カブリールは女性が生まれたことを喜ぶ。女性はモゴル（他村の男性に対する性的奉仕）に参加することにより，あるいはムルをやってくれたり，高価な財貨の贈り物をしてくれるような男性と結婚することによって，自己のカブリールに財をもたらすことができる。彼女

は自己のカブリールに多大な貢献をしたことになり，その立場はいっそう重きを増すであろう。

一方，男性はモゴルと交際したり，結婚すればそれに必要な財を支払うことになる。彼が使用する財はすべてカブリール女性の性による労働に負うている。また彼がルバックに就任するにしても，家を建てるにあたっても，すべて彼女等の援助に依存する立場にある。すなわち，彼は姉妹に対しては財の消費者としてその恩恵に依存する人であり，妻に対してはその恩恵の贈与者となる。

もちろん，妻方親族は夫方親族に対し，さまざまな機会にイモ・ブタなどの食物を贈る。しかしこの交換は対等ではない。さらに，多くの場合食物の提供者には会合の後で，それ相応の支払いがなされるのである。したがって，財は夫から妻へ移行するが故に，夫は妻に対して優位な位置に立ち，また財が姉妹から兄弟へ移行するが故に，姉妹は兄弟に対して優位な位置に立つのである。これは次のように図示できるかも知れない。

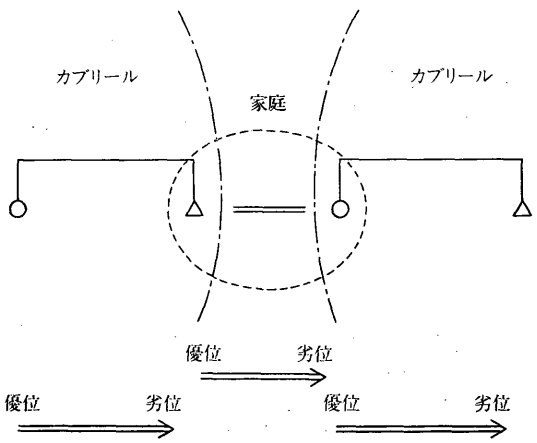

図5　兄弟・姉妹，夫妻の優劣関係

財の贈与者である夫は家庭内では，彼が実際にそれを行使するかしないかは別として，権威者である。結婚において夫は自己の村に妻を迎える。父は子供に対しても権威を有しているので，子供は父の命に従わなければならない。また多くの父は子供に強い愛着を感じているであろうから，自分の財産をできるだけ譲りたいと考えるかもしれないし，子供が死亡した場合には自家の墓地に埋葬したいと考えるかもしれない。しかし，父は何もそのような責任があるわけではないから，彼はカブリールに犠牲をかけてまで子供に尽くす必要はない。悪事を重ね罰金などで父に迷惑をかける子供は

追放されるが，母方親族はその子を拒むことはできない。両親の離婚の際には，母と一緒に住んでいる子供に対して，父は養育料を支払う義務はないという判決や，父の死後数年して母方親族の下に移動していった少女の養育料を父方が請求した訴訟事件にも，子の養育についての父子関係をみることができる。

以上述べてきたことは次のように要約することができるだろう。

どのような理由によって単系制が形成されるのか，あるいはどのような理由によってその規則が乱されるのかといった原因は，それぞれの個別社会毎に異なっているに違いない。ベラウ社会はとりわけその財に価値を置く社会である。したがってこのような社会では，財の授受が系譜の形成に於いても主要な要因になると考えられる。すなわちベラウ・カブリールの系譜は，姉妹の兄弟に対する優位性と夫の妻に対する優位制の微妙なバランスの上に成り立っているといってよいであろう。この2つの優位性のうち，おそらく姉妹の優位性の方が夫の優位性よりも勝っているとみなされる。したがって兄弟の子ウレッエルよりも姉妹の子オッエルの方が強力であり，それ故にカブリールはオッエルを中核とする成員によって構成される，すなわち母系的となる。しかしその原則を乱すのは家庭内における夫の優位性である。カブリールの中に多くのウレッエルを含むようになるのは，家庭内における夫ないしは父の力が作用して，姉妹優位からきているカブリールの系譜を逆転させたためである。

参　照　文　献

青柳まちこ
1976「パラオにおける兄弟と姉妹——オラオルの場合」『えとのす』5: 46–52。
1979「パラオの女性たち」『季刊民族学』8: 56–63。
1982「女が偉い国パラオ」『クロスロード』5: 14–20。
1986「Bitang ma Bitang（二つの半分），Eual Saus（四つの角）および機構的混乱」ミクロネシア研究委員会編『ミクロネシアの文化人類学的研究』国書刊行会，pp. 207–274。

Barnett, H. G.
1949 *Palauan Society.* Eugene, Oregon: University of Oregon Publication.

Force, R. W. and M. Force
1972 *Just One House: A Description and Analysis of Kinship in the Palauan Islands.* B. P. Bishop Museum Bulletin 235, Honolulu: B. P. Bishop Museum.

Hidikata, H.
n.d. *Palauan Kinship.* Micronesian Area Research Center, Publication no. 1.

McManus, Fr. E. C. and L. S. Josephs
1977 *Palauan-English Dictionary.* Honolulu: University Press of Hawaii.

Report of the Trust Territory of the Pacific Islands.
Vol. 1. New Hampshire, Oxford: Publishing Corporation,

シュレーゲル，A.
1978『男性優位と女性の自立』（人類学ゼミナール9）青柳まちこ訳，弘文堂。

Smith, DeVerne R.
1983 *Palauan Social Structure.* New Brunswick: Rutgers University Press.